

# 平成27年度決算

## 津別のまちの家計簿

皆さんが納める税金や国・道からの交付金などは、私たちの生活をより良くするためにいろいろな形で使われています。これらが、行政サービスとしてどのように使われたのか、一般会計を中心に平成27年度決算の状況についてお知らせします。

### 一般会計・歳入

平成27年度の歳入決算額は、56億9480万円となり、対前年比7.5%の減となりました。これは国・道支出金、町債等の減が、主な要因となっています。

歳入の内訳(グラフ1参照)を見ると、国から交付される地方交付税が最も大きな財源になっており、平成27年度では28億4530万円で歳入全体の50.0%を占めています。これに国・道支出金や地方譲与税等の交付金、財源不足を補うために措置された町債を合わせた依存財源は74.5%になります。

残りの25.5%は、町民の皆さんが納付している町税等の自主財源です。町税の総額は5億6641万円で、一人当たり11万2183円の納付額になっております。一般会計の決算では、基金から4億858万円を取り崩し、歳入の不足分を補いました。

### 一般会計・歳出

歳出の最終決算額は、55億538万円で対前年比9.0%の減となりました(5ページ・グラフ2参照)。

総務費は、地域振興費及び総務管理費等の増により3億318万円の増となっています。

民生費は、児童福祉費の減により7億4364万円の減となっています。

農林業費は、農業費及び林業費の減により1億6342万円の減となっています。

また、歳出の項目にある公債費とは、町が事業を行ったときに借りたお金の償還額です。歳出の8.3%と負担割合が大きい状況ですが、償還額のピークは過ぎているため、毎年下降傾向にあります。 ※対前年比が大きい項目を中心に紹介しています。

### 特別・企業会計

このほか特別会計として、国民健康保険事業・後期高齢者医療事業・介護保険事業・下水道事業・簡易水道事業の5事業会計と、企業会計である下水道事業があり、それぞれ私たちの生活と密接に関わっています(表1・2参照)。

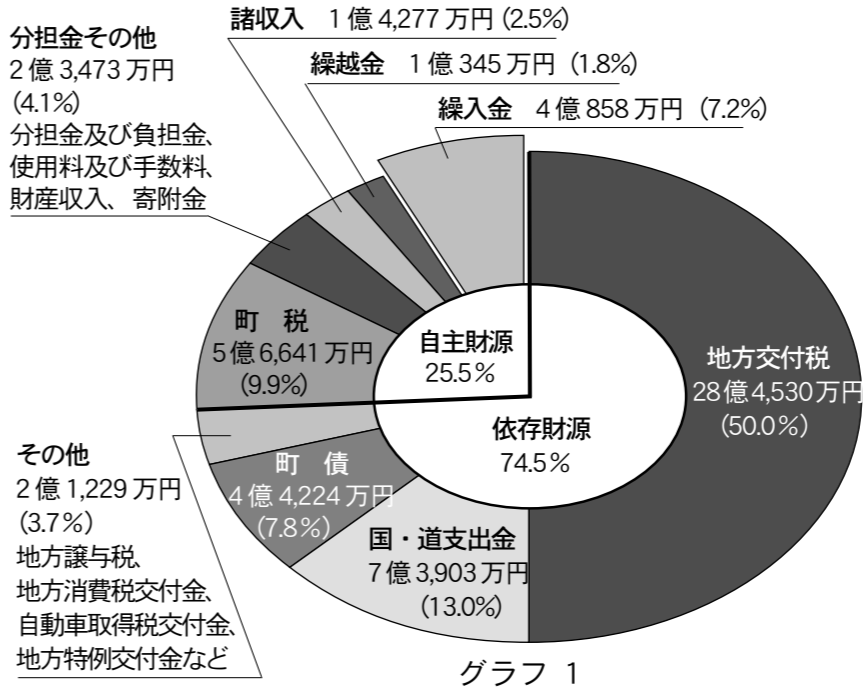
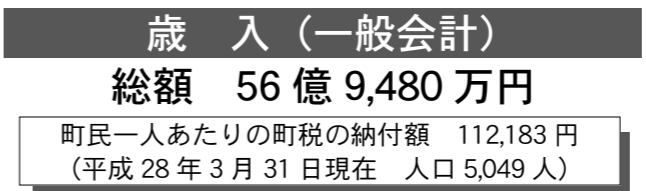
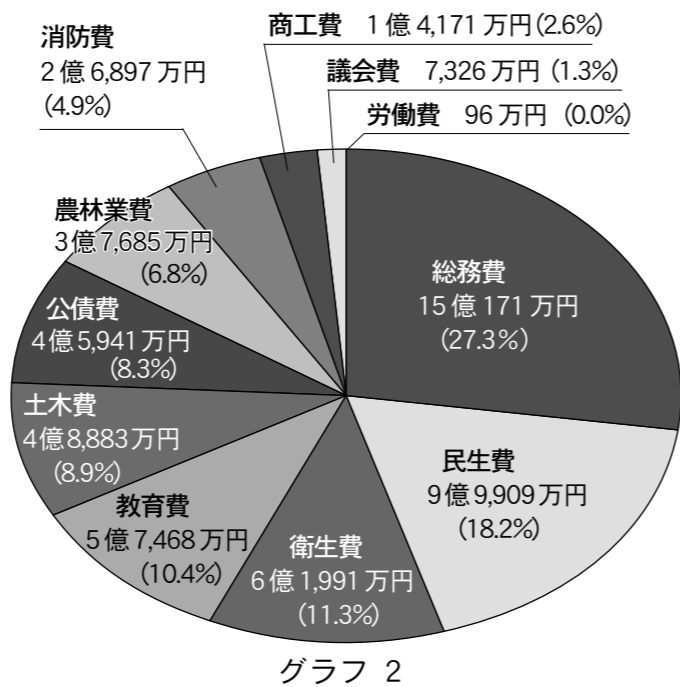
各会計とも健全財政に努めています。不足分を補うため、一般会計から下水道事業を除く5事業会計に、法定繰り出しを含めて4億6446万円が繰り出されています。

※一般会計の性質別内訳は表3参照。

会計	収益的収支	
	収入	支出
	4億126万円	1億1,311万円
	資本的収支	
収入	支出	
505万円	8,148万円	

	27年度決算額	26年度決算額	増減率
人件費	9億3,786万円	9億5,624万円	△1.9%
物件費	8億3,412万円	7億9,987万円	4.3%
維持補修費	7,573万円	6,183万円	22.5%
扶助費	3億1,884万円	3億2,638万円	△2.3%
補助費	7億7,531万円	5億7,178万円	35.6%
公債費	4億5,942万円	5億1,687万円	△11.1%
積立金	8億411万円	3億5,087万円	129.2%
投資出資金	0	3,000万円	皆減
貸付金	300万円	300万円	0.0%
繰出金	5億5,850万円	5億7,430万円	△2.8%
投資的経費	7億3,849万円	18億5,887万円	△60.3%
合計	55億538万円	60億5,001万円	△9.0%

会計	歳入	歳出
国民健康保険事業	9億2,470万円	9億2,350万円
後期高齢者医療事業	8,745万円	8,730万円
介護保険事業	5億171万円	5億110万円
下水道事業	5億3,380万円	5億3,174万円
簡易水道事業	4,260万円	4,220万円



- 総務費**  
地域振興基金積立金、財政調整基金積立金等の増により対前年比25.3%の増。
- 民生費**  
児童福祉費の認定こども園整備事業の減により対前年比42.7%の減。
- 衛生費**  
一般廃棄物最終処分場施設整備事業等の増により対前年比0.7%の増。
- 教育費**  
津別高校振興対策事業、学校教育施設整備基金積立金等の増により対前年比13.9%の増。
- 土木費**  
町営住宅等建設整備事業等の減により対前年比13.7%の減。
- 公債費**  
一般廃棄物処理事業債の償還完了に伴う減により対前年比11.1%の減。
- 農林業費**  
農山漁村活性化対策整備事業等の減により対前年比30.2%の減。
- 消防費**  
事務組合負担金、防災対策経費の増により対前年比17.5%の増。

- 地方交付税**  
地方公共団体間の財源不均衡是正を目的に、国税の所得税、法人税、消費税、酒税など、それぞれ一定割合の額を国から交付されるお金。
- 国・道支出金**  
町で行う特定の事業に対して、国または道から交付される負担金、委託金、補助金。
- 町債**  
町が事業を行うために借りたお金のほか、地方交付税減による財源不足を補うため措置された臨時財政対策債が含まれる。
- 町税**  
町民税や固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税など。
- 繰入金**  
目的の事業を行うための財源及び財源不足を補う目的で、町の貯金である基金を取り崩して一般会計に入れたお金。